# 県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会 設置要綱

(目的)

第1条 県庁周辺県有地等の有効活用について幅広く検討し、全ての主体とともにエリアの価値を高め、その価値を県全域へ波及させることを目的として、県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

# (所掌事務)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する
- (1) 県庁周辺県有地等の有効活用に関する基本構想に関すること
- (2) その他前条に定める目的のため必要な事項に関すること

### (組織)

- 第3条 検討会は、別表に掲げる学識経験者、経済団体、関係者等からなる委員で構成 する。
- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

# (役員及び役員の職務)

- 第4条 検討会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座 長が指名する。
- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が出席できないときはその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

### (オブザーバー)

- 第5条 所掌事務に関し、専門的な視点が必要な事項について意見を聴くため、検討会 にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、知事が委嘱する。

# (庶務)

第6条 検討会の庶務は、経営管理部財産管理室において処理する。

# (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する